

草創期の学年試験制度

試験前に傾向と対策を練って種々準備するのは、今も昔も変わらないことであるが、現代のようにコピー機のない時代は、友人からノートを借りて筆かペンでせっせと写すしかなく、たいへん苦労したことであろう。また、試験範囲を尋ねるにも、電話やファクス、メールが普及していない頃は、もっぱら会うか手紙に頼るばかりであった。

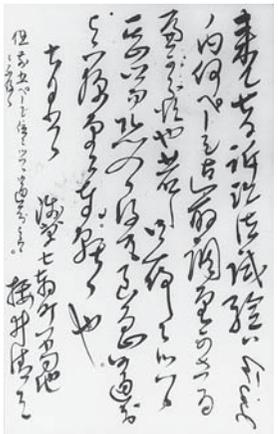
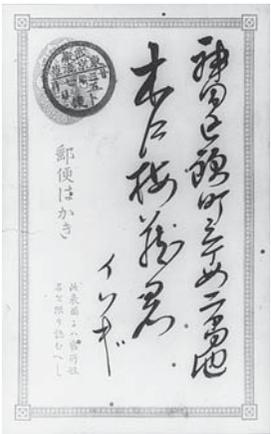
本学草創期の学生たちの試験準備の様子をうかがわせる史料が残されている。東京法学院英語法学科二年級に在学していた桜井徳三が、同級生の木戸梅蔵に送った一八九〇（明治二十三）年七月五日付葉書で、七日の訴訟法の試験範囲は何頁までかを問い合わせている。二人は、この試験に無事合格したものらしく、翌九一年七月卒業し、さらに判事検事登用試験にも及第して、検事に任官している。

では、彼らが苦労した本学草創期の試験制度はどのよ

とする(3)。

さらに(1)と(2)を二対一の率で換算して出した点が一科目の「学年点数」となる(4)。受験した全科目の学年点数を平均したものを「学年平均点数」という(5)。

合格に要する点数は(1)から(5)に共通で六〇



木戸梅蔵宛の桜井徳三の葉書（1890年7月5日）

点である
が、(2)
と(5)
が合格点に
達しない場
合は即落
第とし、
(1)、(3)、
(4)のい
ずれかに不
合格がある
場合の及
第、落第
の判定は

うに行われていただろうか。

八五年の英吉利法律学校設置時の規則をみると、単に学年末に一度だけ試験を行い平均点六〇点以上で及第するという単純明快な制度であった。ところが、二年後の八七年三月改正の規則では計一三条にわたり細かな規定がなされている。

すなわち、試験は「学期試験」（年二回以上）と「学年試験」（学年末）との二種に大別され、試験の結果から個人の一年間の総合評価を出すためには、以下のような複雑な計算が求められた。

まず、一科目につき学期試験の合計点数を回数で割り平均を出すと、これが個人の一科目の「学期点数」となる(1)。そして受験した科目すべての学期点数を合計し、それを受験科目数で割り出した点が個人の「学期平均点」という(2)。

次に、学年末試験の一科目の点数を「学年試験点数」

(3)と(5)の組み合わせと、点数、科目数の関係により決定する。

たとえば、(5)が合格していても(3)に一科目の不合格がある場合、その科目が五〇点以上で、かつ、その科目の(1)が合格していれば及第できる。

このような複雑な計算を文章にするのもたいへんだが、当時採点した教職員の方もたいへんな労力を要したに違いない。さらにこれらの点数は、学年の終わりに明細表にして印刷され、保証人の元に送られるとも規定されている。

この試験制度は、受ける学生にとっても、監督する事務担当者にとっても、おそらく不評であったのではないだろうか。同年八月に再度学則は改正され、この複雑な試験制度と及第基準は一度簡略化されるが、大正から昭和にかけて大きく変更された。なお、本学で甲乙丙の三段階評価が始まったのは、一九三二（昭和六）年度からである。